

天理市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月21日

天理市長 並 河 健

天理市条例第2号

天理市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

天理市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年3月天理市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「。以下」を「。第20条において」に改め、同条第10項中「以下」を「別表において」に、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第2項第3号中「、公営企業管理者」を削り、同条第5項中「及び第29条」を削る。

第17条第1項中「以下」を「第3項において」に改め、同条第2項第1号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第18条第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「この章において」及び「この章及び第48条において」を削る。

第26条第1項中「60日以内」を「44日以内」に改める。

第27条第2項中「この章において」を削る。

第31条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第32条第3項中「この章において」を削る。

第38条第1項中「この章において」を削り、同条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第39条第3項中「この章において」を削る。

第47条中「第4章」を「前章」に改める。

第48条中「保有個人情報の特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

第52条から第54条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

別表第38条第1項第1号の項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改め

る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第10項の改正規定（「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める部分に限る。）及び第12条第2項第3号の改正規定並びに別表第38条第1項第1号の項の改正規定は令和7年4月1日から、第52条から第54条までの改正規定及び次項の規定は令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。